

上尾市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和6年1月30日に提出された上尾市職員措置請求書について、同条第5項の規定により、監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年3月29日

上尾市監査委員	大	山	一	夫
上尾市監査委員	代	田	龍	乗
上尾市監査委員	小	林	淳	子

# 住民監査請求に係る監査結果

## 第1 請求の受理

### 1 請求人

(省 略)

### 2 請求書の提出日

令和6年1月30日

### 3 請求の内容(請求人から提出のあった「上尾市職員措置請求書」の原文に沿って記載)

#### 1 請求の要旨

(1) 上尾市内のある中学校で、「いじめ重大事態」により被害を受けた生徒が、3年生の後半から一度も登校できずに卒業せざるを得なかったという、極めて深刻かつ重大な事案が起きました。この「いじめ重大事態」について、令和5年7月に「上尾市いじめ問題調査委員会」〔①〕から『調査報告書』が公表されました。

しかしながら、昨年12月の上尾市議会において、当該『調査報告書』については多くの不備があるとの理由から、「いじめ重大事態」についての「再調査」を求める趣旨の『請願第27号/上尾市いじめ問題調査委員会 調査に関する請願』が採択されました。つまり、「いじめ問題調査委員会」の調査は多くの不備があるとの指摘を市議会が認めたということになります。

(2) 上述の「上尾市いじめ問題調査委員会」の委員の就任の要件や経緯について請求人が調べたところ、「法律、条例又は教育委員会規則の定めるところにより教育委員会におかれる附属機関を組織する委員の任免を行うこと」は教育委員会決裁を要する事項とされています。〔②〕上尾市教育委員会教育総務課に確認したところ「いじめ問題調査委員会」は教育委員会の附属機関であるとの教示を受けました。

〔③〕

(3) 前項で教示を受けた附属機関の委員の委嘱又は任命については、教育委員会決裁を要する事項であるため、教育委員会定例会の議案となっています。例示した令和5年上尾市教育委員会4月定例会では、4件の議案が審議されています。〔④〕

たとえば、議案21号では、「上尾市幼児教育推進協議会委員の委嘱又は任命について」が審議されています。〔⑤〕

(4) 一方、請求人が情報公開請求で入手した「委嘱書」には、「いじめ問題調査委員会」の5名の委員の任期は、それぞれ令和4年4月1日～令和6年3月31日であると記されています。〔⑥〕ところが、令和3年1月～令和5年12月までに開催された教育委員会定例会・臨時会において、「いじめ問題調査委員会」の委員の委嘱については、議案はおろか報告事項にもなっていません。〔⑦〕

すなわち、先に述べたとおり、「教育委員会におかれる附属機関を組織する委員の任免を行うこと」は、教育委員会決裁を要するにもかかわらず、必要な決裁を経ていません。したがって、現在の「いじめ問題調査委員会」の委員の就任については、重大な手続き上の瑕疵があると言わざるを得ません。

(5) 文科省の『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』では、いじめ重大事態の調査組織は「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする」とされているにもかかわらず、令和4年度の委員就任に向けての所属団体（埼玉弁護士会など）への推薦依頼は全く行われておらず、この点からも委員の選任については極めて杜撰であったことが判明しました。〔⑧・⑨〕

(6) 以上の事実から、上述の『調査報告書』を発出した「上尾市いじめ問題調査委員会」の委員の就任にあたっては、その経緯に見逃ごせない瑕疵が認められ、「いじめ問題調査委員」としての正当性が無いことから、すでに支払われた過去1年分の「いじめ問題調査委員」としての報酬および費用弁償の返還を求めるものです。

[返還を求める金額]

現在「上尾市いじめ問題調査委員」と称される方たちの名簿は事実証明書〔⑩〕、返還を求める金額は5名分計¥420,000-となります（内訳は事実証明書〔⑪〕）。

#### 4 事実証明書（請求人から提出された「事実証明書」に沿って文書名を記載）

- ① 上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例
- ② 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程
- ③ 教育総務課より「教育委員会の附属機関」についての教示
- ④ 「令和5年 上尾市教育委員会4月定例会の結果概要について」
- ⑤ 「上尾市幼児教育推進協議会委員の委嘱又は任命について」
- ⑥ 「委嘱書」
- ⑦ 附属機関委員等委嘱・任命の状況
- ⑧ 文科省『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』より
- ⑨ 上教指第2316-2号文書「行政文書非公開決定通知書」
- ⑩ 『調査報告書』に掲載されている名簿
- ⑪ 上尾市いじめ問題調査委員に支払済の報酬・費用弁償内訳
- ⑫ 2024（令和6）年2月9日付け/上尾市からのプレスリリース
- ⑬ 教育委員会のあらまし
- ⑭ 附属機関名 等
- ⑮ 上尾市いじめ問題調査委員一覧（氏名敬称略）現在の委員数 5名
- ⑯ 上尾市教育委員会会議規則
- ⑰ 上尾市教育委員会 令和5年第2回臨時会（2023.08.03）会議録より
- ⑱ 当初「非公開処分」とされ、審査請求の結果開示された『会議録』

#### 5 要件審査

本件請求は、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和6年1月30日付けでこれを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件請求は、上尾市いじめ問題調査委員会委員の任免は、教育委員会の決裁を要するにもかかわらず、これを欠いたまま委嘱された上尾市いじめ問題調査委員会委員は、委員として正当性が認められないことから、当該委員に対する報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)の支給は不当な公金の支出であるとし、当該委員に支払われた過去1年分の報酬等について、教育長及び教育委員会事務局に対し返還するよう措置請求があったものである。

したがって、教育委員会の決裁を経ずに上尾市いじめ問題調査委員会委員に委嘱された委員に対して報酬等を支給したことが、不当な公金の支出に該当するかを監査対象事項とした。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和6年2月13日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人による陳述がなされた。

また、請求人より事実証明書として、⑫から⑱までの追加の書類の提出があった。

### 3 監査対象部

学校教育部を監査対象とし、関係職員から事情聴取を行った。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

本件請求に係る事実関係について、関係書類の調査及び事情聴取により確認した事項は、次のとおりである。

#### (1) 決裁権者

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程第10条及び別表第1の9の項第1号アによれば、教育委員会に置かれる附属機関を組織する委員その他の構成員の任免を行うことは、教育委員会決裁とされている。そして、上尾市いじめ問題調査委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例により設置された教育委員会の附属機関であることから、その委員の任免については、教育委員会の決裁によらなければならない。

#### (2) 教育委員会決裁の有無

本件請求の対象である上尾市いじめ問題調査委員会委員の任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間である。委嘱に係る起案がされたのは令和4年5月31日で、同年6月6日に教育長の決裁が下りているが、教育委員会決裁とはなっていない。

平成26年10月1日に上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例が施行され、上尾市いじめ問題調査委員会が設置された際は、平成26年度上尾市教育委員会11月定例会で委員の委嘱について審議されている。その後、平成28年度については、委嘱に係る文書は保存年限満了のため既に廃棄されており、委員の委嘱についてど

のような手順を踏んだのかは不明であるが、平成 30 年度及び令和 2 年度においては、教育長決裁となっており教育委員会決裁となっていない。事情聴取によれば、本件委員会を所管する指導課職員は行政の事務に不慣れであり、前例踏襲で事務手続を行っていたため、教育委員会決裁という認識がなかったとのことである。

### (3) 職能団体等からの推薦

指導課より提出された書類及び事情聴取によれば、上尾市いじめ問題調査委員会委員を委嘱するに当たっては、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第 13 条第 2 項の各号に掲げる者について、電話で職能団体等に推薦依頼をしていたとのことである。

なお、令和 2 年 4 月 1 日からの 2 年間を任期とする委員を委嘱する際は、文書で職能団体等に推薦依頼をしており、書面による回答を得ている。

### (4) 委員の勤務状況

5 名の上尾市いじめ問題調査委員会委員が委員として委嘱された令和 4 年 4 月 1 日から本件請求が提出される令和 6 年 1 月 30 日までの間、10 回の委員会が開催された他、複数回にわたるいじめ問題に係る聴き取り調査が行われている。そして、各委員の勤務状況は、指導課より提出された書類及び事情聴取により、請求人が事実証明書<sup>⑩</sup>で示すとおりであることが確認された。

### (5) 財務手続

上尾市いじめ問題調査委員会委員の過去 1 年分の報酬等の支出負担行為及び支出命令（以下「支出負担行為等」という。）は、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づき教育委員会事務局職員により補助執行されたものであり、支出負担行為兼支出命令票により決裁されている。また、その額は上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に定めるとおりであり、各委員の勤務日数に応じたものになっている。

## 2 判断

以上の事実関係の確認の結果から、次のとおり判断する。

本件請求において、請求人は、教育委員会の決裁を経ずに上尾市いじめ問題調査委員会委員が委嘱されたことが違法・不当であるため、当該委員への報酬等の支給も違法・不当であると主張している。

本件請求においては、委員の委嘱という先行する原因行為が違法・不当であるとする、後行する報酬等に係る支出負担行為等の財務会計上の行為も違法・不当となるのかが問題となる。この点について、財務会計上の行為を行った職員に対して損害賠償責任を問うことができるのは、「先行する原因行為に違法事由がある場合であっても、上記原因行為を前提にしてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である」（最高裁平成 4 年 12 月 15 日判決）と判示されている。

本件請求において、委員に対する報酬等の支給は、事実確認(4)、(5)のとおり、委員

の役務の提供の対価であり、それに係る財務手続は市条例等に沿ったものになっていることから、財務会計上の行為自体は違法・不当ではない。しかしながら、これに先行する委員の委嘱については、事実確認(1)、(2)のとおり、教育委員会決裁が必要なところ、これを欠いているため、上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程に違反するものである。上記判例によれば、たとえ本件委員の委嘱が同規程に違反しているとしても、「当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する」ものでなければ、ただちに財務会計上の行為が違法・不当であると評価することはできない。

そして、先行する原因行為の違法性を是正することが財務会計法規上の義務とされているところ、この違法性がいかなる程度の場合にこれを是正しなかったことが財務会計法規上の義務違反と評価しうるかという点については、「(原因行為が)著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるときでない限り、これを尊重し、その内容に応じた財務会計上の措置を執る義務があるというべきである」(最高裁平成17年3月10日判決)と判示されている。

本件委員の委嘱については、職能団体等からの推薦のうえで教育長まで決裁を経ていたことから、当該委嘱の決裁が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるということとはできず、教育委員会事務局職員としては、本件委嘱を前提とし、条例に基づき委員に報酬等を支給すべき義務があるものというべきである。そうすると、教育委員会事務局職員による報酬等の支出負担行為等が、財務会計法規上の義務に違反してされた違法・不当なものであるということとはできず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

### 3 結論

以上のとおり、請求人が求める措置については理由がないことから、本件請求を棄却する。

### 4 意見

本件監査の結論としては、以上のとおりであるが、上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱において手続の不備があったことは請求人の指摘するとおりである。

事務執行に当たっては、関係例規等を遵守すべきところ、安易な前例踏襲となっていたと言わざるを得ず、また、指導課が所管する別の附属機関委員の委嘱については適正に決裁が行われていたものもあったことに鑑みると、所属内の情報共有や連携の不十分さも疑われる。

については、再発防止と事務の見直しを強く望むものである。